

B-5 ミダック等への不信感

意見書 No	内 容
116	調査をしたと言うが、何をもって調査と言うのかわからない。中立と言うが、説明をうけていると、自分たちに都合のよいことばかり言っている。 どの企業もそうだが、自分の出したゴミにはそれなりの責任を負うべきだ。業者まるなげでは困る。 先ず「生活環境影響調査の中立性」ですが、生活環境影響調査とは、計画施設の稼働に伴う生活環境への影響を事前に調査し、予測・評価を実施したもので、廃棄物処理施設の設置に伴い事業者として必要な手続きとして、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年 9 月)に基づき、適正に行っています。 環境影響調査を実施した日本総研株式会社(以下、日本総研)は、環境計量証明事業登録を県から認可された環境コンサルタント会社であり、彼らが実施した環境影響調査結果は妥当性と信頼性を兼ね備えた正確なものであると考えます。今回の環境影響調査については、その調査項目・期間・地点の選定に関しては、事前に浜松市に確認を受けたうえで決定しております。 確かに、日本総研は当社が支払う報酬をもって当社の計画のために今回調査にあたっております。 しかし、たとえ当社が報酬を支払っていても彼らの判断や予測・評価は極めて“厳正中立”であり(監査法人の立場などと同じ)、そこに当社の意向などは一切反映されておりません。 なお、平成 22 年 10 月 31 日の事業計画説明会において、日本総研担当者による遮水工の補足説明をさせて頂いておりますが、これにつきまして、皆様方より当社寄りの偏ったものだったのではないかと御批判を頂いておりますようです。 確かに、当日の御説明では同担当者が当社採用の遮水工について、当社に代わり専門技術者として大いに熱を込め解説をさせて頂いたため、あたかも中立な立場を逸脱したかのような印象を皆様に与えてしまった感は御座いました。この点につきましては、当社を含め日本総研も大変遺憾に存じ、この場を借りまして陳謝させて頂ければと思います。 誠に申し訳御座いませんでした。 ここで改めまして釈明申し上げますが、同担当者が当日行った御説明につきましては、技術者としての公正な内容であったものと考えております。ですが、今後は皆様に御理解をより深めて頂く立場であることを念頭に業務にあたらせるよう致します。 何卒、よろしくお願い申し上げます。 次に、「企業の処理責任」についてですが、そもそも産業廃棄物の処理は排出事業者(メーカー)の責任において適正に処理を行うことが基本となっております。(廃棄物処理法第 3 条) つまり、排出事業者が自ら処理をなさず、処理業者に処理を委託する際は、そもそも委託品目の許可を持った業者に対してのみ、かつ処理可能な許可基準に適合したもののみを委託することができます。許可のない業者、または許可の基準を超える廃棄物の委託を行った場合、排出事業者の委託行為自体が法令違反(委託基準違反)となり、「5 年以下の懲役、1000 万円以下の罰金

	またはこの併科」といった厳しい罰則が課せられることとなります。 また、処理業者たる当社には、許可がないものを処理することができない（当然法令違反（処理基準違反）に該当し、上記と同様の処罰があります。）ことはもちろん、違法な処理委託については処理をする義務も排出事業者に対する責任も一切ありません。あくまで適正な委託がされた場合に、はじめて排出事業者に対する受託者として商行為上の義務と、処理業者として適正に処理をする責任が生ずるということとなります。
118-い	地区の説明会でも「皆様心配でしょうが」から話しを進めるのが本当の所じゃないですか。私共みんな今後の事(何十年も先の事)が心配でしょうがないです。 先ずは、御挨拶に配慮が足りませんでしたこと、誠に申し訳御座いませんでした。おっしゃるとおりだと考えます。 確かに、こうした施設は、所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆様にはなかなか理解して頂けない施設であることは承知しております。 しかしながら、私どもは今回の事業計画に関しては、例えば地下水や浸出水などについて環境影響調査を実施した結果、環境基準（※）を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにしております。 安全性などについては将来に亘って変わりあるものではなく、本計画施設により人体に影響が出ることは、たとえ 50 年先 100 年先でもないものと考えます。 皆様には御心配をお掛けしておりますが、何卒御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 ※「環境基準」に関する説明 環境基準とは「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が設定した行政上の政策目標であり、大気、水、騒音などの分野に亘って設定がなされています。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。 従いまして、環境基準を満たすことで、人の健康の保護及び生活環境の保全をすることができると考えております。
128	2 月 26 日の説明会資料は、提出した意見書の内容が勝手にミダック側の都合(見解書)に合わせて要約されている。 意見提出者への事前確認もせずにその内容を勝手に省略するのは、質問した住民に対して大変失礼なことではないか。 例えば、P15 の C-5-1 の Q1 は先の見解書 P95 の質問の要約と思われるが、それに対する回答は質問主旨の異なる No.17 の回答の一部を流用したものである。 御社の企業体質がそうさせるのか、質問者や意見書を軽くみなしているようであり甚だ心外である。

図らずも皆様に不信感を抱かせてしまいましたこと、誠に申し訳御座いませんでした。
しかしながら、当社としては以下のスタンスで前回の見解書の作成および見解書説明会の実施をさせていただいております。

＜見解書＞

住民の皆様方からいただいた御意見をそのまま引用し、それぞれ個別に回答させて頂きました。

＜見解書説明会＞

限られた時間の都合上、見解書の内容をすべて取り上げあの場で回答させて頂くことは困難であったため、事前に関係住民の代表者様・浜松市と御相談させていただきながら「説明すべき項目」を抽出して頂きました。そして、それぞれの項目について、当社で御意見・回答ともに代表的な事柄に整理しなおしたものを御説明させて頂きました。

意見書を御提出頂いた皆様には、関係住民の代表者様を通じ、見解書も提出させて頂いておりますので、個別の御意見に対する回答はそちらを御覧願えればと存じます。

いずれにしましても、住民の皆様からの御意見に対しましては、今後とも一つ一つ丁寧に回答させて頂く所存でおります。

何卒、御理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

133

見解書 P93 や P94 の断層や地震被害への不安に対して、我が国での最終処分場の数や国内で発生する地震の数をもって処分場の危険性を水で薄めるかのような回答があったが、この質問は他地区での安全性の例などを回答として求めてはいない。

唯々、最終処分場計画地の破碎された地質構造や脆弱な地下環境を指摘するとともに、その危険性を覆い隠し、整合性に欠けた矛盾だらけの『環境調査報告書』や一人の学者の見解を盾に、あたかも安全であるかのように主張し続けるミダックの姿勢に憤りを覚えるものである。

当社の説明に対し、説明不足だとの御考えを抱かせてしまっておりましたならば、正に当社の不徳の致すところ、誠に申し訳御座いませんでした。

御指摘の最終処分場の数云々の箇所は、見解書 P96 の「日本には非常に多くの最終処分場があります。産業廃棄物の最終処分場が約 2,500 箇所……。今まで、日本では数多くの地震が発生し、大災害をもたらしています。しかしながら、これまで最終処分場が地震で崩壊し、廃棄物が周辺環境を汚染する事故は発生していません。」の記載部分と察します。

この記述の意図するところは、安全性のある側面からの証左として、あくまで統計的な一例として記しております。これをもって安全性について全ての証明が可能などとも、また水に薄めて誤魔化そうなどとも考えておりません。ただ、こうした統計データは、例え他の地域のものであっても、客観的な数値データとしては一応の参考として頂けるものと考え記載致しました。

また、当社としましては、今回御説明しております本計画施設には、環境面、安全面、社会貢献的側面その他各視点からも大きな自信を持って取り組んでおります。当然断層・地震被害に関する記述についても同様です。

なお活断層の見解については、私どもとしましては、これまで静岡大学創造科学技術大学院の林教授や専門業者により周囲の活断層との比較や文献調査などを総合的に勘案したうえで、活断層ではないと判断して参りました。

こうした判断に至った理由を、見解書や説明会などで御説明して参りましたが、必ずしも皆様に御納得いただける説明が叶いませんことについて、誠に申し訳なく思っておりました。また一方で、活断層であると主張される皆様とは、事実や現象に対する捉え方、その理論構成などにおいて差異があり、ただ当社の考え方のみを御説明させていただくことには無理があるとの思いも御座いました。

こうしたなか、先般浜松市より、場内断層の安全性について、より慎重を期しこれまでの手法とは別の角度からも追加調査し評価すべき旨、また断層の活動年代を特定する手法が存在する旨の御指導御助言を頂きました。

こうしたお話から、皆様により御安心頂くための最善の策について当社で検討したところ、原子力発電所やダム建設時に多くの実績を持つ ESR（電子スピン共鳴）分析法を用いた断層の活動年代特定法と、それによる断層評価が追加調査として最も適切であろうとの判断に至り、今般当社においてこれを調査実施致しました。

今回実施の ESR 分析では、専門家の判断により東-西方向の F1 から F4 のうち F2 を、北西-南東方向の F6 から F10 のうち F9 を抽出、また採掘作業によって新たに露出し存在が分った F21（東-西方向）（※1）、そして皆様が御心配されていると推察する F5（東-西方向・枝分かれ）の計 4 断層について調査分析をしております。

これによれば、場内の断層の活動年代を示す値は、 89.20 ± 17.73 万年前から 194.27 ± 17.37 万年前にあり、地質時代としてはカラブリアン階（前期更新世）にあたります。また、ESR 年代測定法としては、ほぼ測定限界であり、実際の年代値はさらに古い可能性（年代測定信号が飽和

状態) もあります。(巻末/資料B 参照)

当社としましては、ESR 法による年代測定を行った計画敷地内の断層は、その活動時代から、活断層に関する直近の下表各説 2・3 の定義である「最近数十万年間に、概ね 1000 年から数万年の周期で繰り返し動いた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層」、「後期更新世(12.6 万年前)以降に活動が認められる断層(中田等 2002 年)」、または「最近の地質時代即ち過去 13 万～12 万年前以降に動いた可能性がある断層(原委 2006 年)」とも異なり、所謂活断層ではないものと評価しております。

(※1:2009 年(平成 21 年)6 月 8 日に実施した『現地踏査』およびジーベックが実施した『事後調査』の後、三嶽鉦山の探掘が進み新たな断層が露出、2011 年(平成 23 年)8 月に確認、これを F21 とした。よって、2010 年 9 月の生活影響調査報告書および見解書 P99 想定断層図には記載されていない。なお、今回の ESR 法による調査に伴い、これについても同調査を実施している。(巻末/資料B 参照))

また、『環境影響調査報告書』の作成を依頼しました日本総研株式会社、その中で地質の調査を担当しました株式会社ジーベック、また林教授につきましても、多数の実績があり、その調査・見解は十分自信を持ってお伝えできるものと確信しております。「その危険性を覆い隠し・・・」などの意図は微塵も御座いません。

【活断層定義の変遷】

各説	参考文献 (著者等・出版者、出版時期)	活断層の定義
1	・『日本の活断層』(活断層研究会・東京大学出版会)(1980 年) ・『新編日本の活断層』(活断層研究会、東京大学出版会)(1991 年)	最近の地質時代に活動し、将来も活動することが推定される断層。 この「最近の地質時代」を地質時代の区切りである第四紀(設定当時は約 200 万年)とした。
2	・『活断層詳細デジタルマップ』(中田高・今泉俊文、東京大学出版会)(2002 年)	最近数十万年間に、概ね 1000 年から数万年の周期で繰り返し動いた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。 後期更新世(12.6 万年前)以降に活動が認められる断層。
3	・『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』(原子力安全委員会)(2006 年)	最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のある断層。 「最近の地質時代」を「過去 13 万～12 万年前」としている。

159-2-あ

具体的誠意を

信頼性と環境や住民への真摯な姿勢で向かう中で具体的に示すことが必要で、この説明会もあ

るいは今後の説明会も誠意を持って対処をしていただきたい。

(廃棄物の受け入れ、処理などすべて人手で行うものであり、疑いだすときりがないくらいにある。例えば、1年に1回の浸出水処理水の分析において、処理水とは関係のないきれいな水をサンプルとするのではないかと、浸出水処理がうまくいかないときは自動的に返送されるというが、その設定値は人で手設定するので、甘くしてしま(うのではないかと、)信頼性や誠意という言葉は抽象的なことばであるので、具体的な設備や対応で示していただきたい。

本計画施設について、皆様に御心配をお掛け致しますこと、誠に申し訳御座いません。今後とも御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

御指摘の誠意の具体的例についてですが、その回答になるものか否か測り兼ねるところでは御座いますが、以下をその例としてお考え頂ければ幸いです。

皆様が最終処分場に対して最も懸念されている部分に、有害物質や浸出水の外部への影響という点があるかと存じます。そこで、この観点から重要となる本計画施設の「遮水工」と「浸出水処理施設」に導入する「バックアップ」や「フェイルソフト」の考え方について、御説明させていただきます。

本計画施設が採用する「遮水工」については、高密度ポリエチレン(HDPE)シートとベントナイト混合土(透水係数 10^{-7}cm/s (これは、日本の基準よりも10倍厳しい数値。))の組み合わせによる二重構造を採用しています。

さらに、この二重構造については単純にシートとベントナイト混合土との二重構造にしているのではなく、異なる材質を組み合わせる相乗効果による最大の安全を迫及して相互にバックアップ、フェイルソフト(例えば航空機が片方のエンジンだけでも飛行できるようにする設計思想)の考え方による遮水構造としています。万一の破損時でも安全な方向へ自然に収束するように考えており、安心していただけるものと考えております。

「浸出水処理施設」における各種設備については、水処理の核となる部分は二系統の同等の処理フローをもった設備をおく設計となっております。これにより万が一、一方の系統に故障があった場合や定期補修などを要す期間であっても、もう一系統で完全に対応ができるよう設計しております。

また、本浸出水処理施設は、凝集処理、生物処理、活性炭吸着、キレート吸着を組み合わせた方式であり、重金属類は主に凝集処理で除去することとしております。万が一凝集処理で重金属類が残存した場合であっても、キレート処理で確実に除去されるよう設計しております。

さらに、処理水は放流される前に、UV及びpHのセンサーにより常時処理施設の稼働状況に異常がないかを現場で常時監視するよう計画しております。

本施設の連続監視モニタリング機器として、

①凝集処理に pH計

②生物処理に、水温計、pH計、DO計、ORP計

③最終監視槽に UV 計、pH 計

を設けるよう計画しており、これらのモニタリング値により処理が適切に行われているかを常に把握できるようにしています。

例えば、③の最終監視槽での「UV 計による有機物質の濃度」や「pH 計による pH 値」のモニタリングでは、「処理に異常があることを示す値」が検知された場合、その処理は不完全であると自動的に判断され、この不完全処理水の放流は速やかに停止され、改めて処理を行うために流量調整槽に返送するように設計しております。そして、早急に処理系統内の異常箇所を特定し、必要に応じた補修等を実施することで、正常運転へ早期復旧できるように致します。

また、水質計器等の故障時には、計器自体が故障警報を出力するようになっています。その故障警報を受けた段階で速やかに管理担当者により故障箇所の確認を行った後、復旧作業を実施致します。

そして、こうした処理プラントでは維持管理要領に基づいた日常点検により最適な状態で運用することが肝要となります。従って、今後メーカーも交え詳細な管理体制やマニュアルを作成致します。

なお、御指摘にあります「1 年に 1 回の浸出水処理水の分析」についてですが、本計画はサンプリングから分析までを計量事業所登録された外部の分析機関に依頼することとしております。つまり、サンプル採取時には、その分析機関の担当者が日時・場所など記録し、自らのサインを残し責任を明確にした採取作業を実施致します。

従いまして、当社が別のサンプルを採取するといったことはできませんので御心配されているような事態は起こり得ません。

また、御心配を払拭して頂くため、住民の皆様によるサンプル採取時の立会い等もお願いできるよう、今後の環境保全協定締結に向けたお話し合いのなかで具体的に提案させて頂きたく存じます。

そして、その分析頻度については、これまで事業計画書記載のように年 1 回実施として御説明してまいりましたが、皆様により御安心頂くため、これを年 2 回の実施と致したく御提案させて頂きます。（巻末/資料 G 参照）

以上、本計画施設の「遮水工」と「浸出水処理施設」に導入致します安全設計思想について、御説明させて頂きました。

ところで、如何にこうした安全設計を盛り込んだ設備とし機械化を進めましても、おっしゃるとおり結局のところ最後はそれを司る人間の手に委ねられておりますこともまた事実だと考えます。つまりは、人の信頼性が最後には問われることになるかと存じます。

これは、我々からすれば実に悔しく^{じくじ}忸怩たるところではありますが、永年産業廃棄物処理業者については、信用できない者達であるとか、利益のためなら何でもする業者などという世間からの^{そしり}誹りを受けてまいりました。が、残念ながら、これまでは否定しきれない面も正直あったのか

もしれません。

しかし、産業廃棄物処理業者すべてがそのような者達で成っているわけではありません。少なくとも、私ども㈱ミダックについては、決して断じてそのような会社では御座いません。

これが、その証明になるものなのか否かの御判断はお任せいたしますが、ひとつ例としてお考え頂きたくお伝えいたします。

当社は廃棄物処理業者の評価基準として平成 23 年 4 月の法改正により新しく創設された「優良産廃処理業者認定制度」の優良認証を取得しております。

この評価制度の趣旨は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、産業廃棄物の排出事業者が信頼できる処理業者を探しやすくすること、またワンランク上の優良事業者を目指す処理業者の自主的取組を後押しすること。これらにより産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進を図ろうとするものです。

この認証を受けるのには、下記の基準をクリアしなければなりません。

そして、先般浜松市に申請し、平成 23 年 12 月に認可を頂くことができました。（浜松市では、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の 4 つの認可を頂いております。）

(1)実績と遵法性

5 年以上産廃処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと。

(2)事業の透明性

取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表していること。

(3)環境配慮の取組

ISO14001 やエコアクション 21 等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること。

(4)電子マニフェスト

電子マニフェストシステム（JWNET）に加入しており、電子マニフェストが利用できること。

(5)財務体質の健全性

直前 3 事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

また、当社は既に環境に関する国際基準 ISO14001 の認証を取得しており、環境を重視したマネジメントシステムを構築・維持しております。

この中で、各種法令に遵守することはもちろん経営理念に基づいた目標管理、作業手順の確立・運用、環境測定に関し自主管理基準の設定、測定結果の監視、法令遵守状況の確認等を行っています。また、その内容について、定期的な従業員教育・緊急対応訓練などを行っています。

	その他、安全衛生委員会、EMS 委員会を設置し、安全・リスク管理体制を強化しています。また、当社は情報開示等にも積極的に努めております。 当社の経営理念や法令遵守のあり方、安全への取り組みなどを皆様に御理解頂けるよう今後も努めて参りますが、何卒皆様におかれましても御理解を賜りたくお願い申し上げます。
159-2-い	再委託事件と不法投棄事件 ① 「搬入量の急速な増加などから」「再委託した」 廃棄物処理法では①の理由では再委託は認められない。装置の故障、自動車の故障など ② 再委託の手続きに違反があった（発生者の許可を得ていなかった）。 ③ 再委託された業者も違反した。 違反すると、3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、またはその併科となる場合があります。処理できない量を契約したこと自身がまず問題。 この事件で、貴社は社内的にどのような処分をされ、また行政処分および刑事処分を受けたのですか。 先回の見解書でも回答させて頂きましたが、本案件の原因は、社内的に法令遵守に対する意識が希薄であったことに御座います。この点は、皆様に御心配をお掛けしてしまう要因であり、誠に申し訳御座いませんでした。 私どもは、この事実を真摯に受け止め、経営幹部および全従業員の意識改革を図ることから再スタートを切りました。 また、同様のことが起こらないよう、事件直後の平成 13 年中には ISO14001 に基づく環境管理マネジメントシステムの構築、外部委託先選定のための取引判定委員会の設置、運行軌跡を追うトレーサビリティシステムの導入等の対策を講じました。 行政からは、有限会社 英 起業が撤去することができなかった不法投棄廃棄物の撤去命令が出されました。当社としては、これを受け、その全量を撤去・処分をし、水質検査を実施しました。 なお、刑事処分は一切受けておりません。 また、以後こうした行政処分等は一切再発させておりません。 皆様には御心配をお掛けしましたが、何卒御理解を賜りたくお願い申し上げます。
172	ミダック社は過去に違法行為を繰返しており信用出来ない。 先回の見解書でも回答させて頂きましたが、過去（平成 13 年）に法令違反を犯したことがあるのは事実です。この点は、皆様に御心配をお掛けしてしまう要因であり、誠に申し訳御座いませんでした。 しかし、それ以前も行政処分等は受けておりませんし、それ以降も環境管理マネジメントシステム等の教育を徹底するなどの対策を講じ、行政処分等は一度も受けておりません。 今後とも皆様に信用していただけるよう法令遵守を第一に掲げ、業務に邁進して参ります。何卒、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

174	ミダックの代表取締役社長が何故自ら出向いて来ないのか。 見解書説明会におけるミダック、浜松市役所の態度の悪さ。 平成 22 年 10 月 31 日の事業計画説明会では、当社代表取締役社長の矢板橋より御挨拶ならびに事業計画について御説明させて頂いております。 御指摘の部分は、平成 23 年 2 月 26 日の見解書説明会を指されているものと察します。 会社の考えとして、先回を含め各見解書説明会では、個別具体的な案件についての御説明と御質問回答を中心に実務色の濃い内容とさせて頂きたいとの考えから、当社の担当者および専門分野のメーカー等の担当者、その責任者である当社の各部部长、そして計画の最高責任者である専務取締役を出席させることとしております。 勿論、頂いたすべての内容は社の経営全体にフィードバックしておりますし、席上での御説明御回答については社として責任を持って臨んでおります。 何卒、この点につきましては御理解を賜りたく存じます。 また、当社の見解書説明会における態度につきまして、皆様に御不快な思いを抱かせていたのであれば、誠に申し訳御座いませんでした。深くお詫び申し上げます。
176	前回の質問で感じたし、他の回答でも同じだが、地元の合意よりも営業優先、地元軽視。また質問の答えも都合が悪い所は、ご理解下さいとかご容赦下さいとあいまい（曖昧）な返答でとても理解出来ない。 不明瞭な表現とお感じになられておりましたなら、誠に申し訳御座いませんでした。 「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」及び「浜松市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する要綱」では、関係住民（代表者）と設置者が協力して環境保全協定を締結するよう努めなければならないとして定めております。 当社としましては、こうした条例要綱の定めに従い、「説明会開催→意見書提出→見解書作成説明」を繰り返しながら、当社の計画について周知、御理解を賜り、住民の皆様と合意形成を図っていきたいと考えております。そして、そうした結果として所謂「環境保全協定」の締結という形に至ればと願っております。 また、こうした手続き上のお話だけでなく、皆様への本計画施設について御理解を頂くための御説明や、当社に対する信用を頂けるような対話を繰り返させていただき、広い意味での合意も頂ければと考えております。 決して地元軽視や曖昧な返答で誤魔化そうなどという考えは御座いません。 何卒、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
181	ミダック側に都合の良い事ばかりの様に思えるが、ミダック側に都合が悪い事は表現をゴマかしている様に思える。 当社としましては、今回御説明しております本計画施設には、環境面、安全面、社会貢献的側

	面その他各視点からも大きな自信を持って取り組んでおります。 勢い、皆様への御説明においては、つついそれらの点を御理解頂くことに先走り過ぎていた部分があったのかもしれませんが。この点をもって「都合の良い事ばかりの様に思える」という思いを皆様に抱かせてしまっていたとすれば、これは大変申し訳御座いませんでした。 しかしながら、当社に都合の悪い事を隠ぺいしたり、また誤魔化しているなどということは一切御座いません。 何卒、御理解の程お願い申し上げます。
198-2	風評被害について、マスコミ等が事実に基づかずに勝手に、誤った報道、憶測による報道・・・この場合はマスコミ等が責任をとるべきで、マスコミ相手に訴訟を提訴・・・まさに、一見、低姿勢のように繕ってはいるが、低姿勢の一方でオドシをかけているように感じられた。 「衣の下の鎧」なのか。 しからば、お伺いします。貴社の示す資料に根拠の薄いものはありませんか？ ・「低姿勢の一方でオドシをかけているように感じられた。「衣の下の鎧」なのか。」の御意見について 当社は先回見解書で次のような回答をさせて頂いております。 『 そうした風評被害の中でも、特にマスコミ報道等に起因する事案では、 ・当社が本当にその公害や被害を出し、それが公正に報道されることで近隣の皆様に「風評被害」が出たような場合については、当然当社は、その相当因果関係のある損害について補償いたします。 ・他方、マスコミ等が事実に基づかずに勝手に誤った報道、憶測による報道をしたような場合は、先ずはそのような報道をしたマスコミ等が責任を取るべきであり、当社が責任を負う必要はないと考えます。このような場合は、むしろ当社も被害者ですので、当社がマスコミを相手として訴訟を提起することもあり得ます。 』 と。 先ずは、表現方法により不愉快な思いを抱かせてしまいましたこと、誠に申し訳御座いませんでした。 しかしながら、この回答は私どもの正直な考えを率直に表現させて頂いたつもりであります。私どもに責任があれば、勿論私どもはその責任を真っ向から受け止め真摯に対応させて頂きます。これは絶対律です。 そして、無責任な第三者が無責任な発言をし迷惑をかけるのであれば、その被害者は住民の皆様はもちろんのこと、また私どもでもあるわけです。そうした場合は、皆様とともに私どももその無責任な第三者の責任を追及していくべきだと考えるわけです。 この考えにつきましては、今も変わりは御座いません。 しかし、こうしたことよりも、先ず前述のとおり、そうした事故をおこさない、風評被害が発生させない、法令を遵守した安全で環境に影響を与えない施設であることを大前提として参りま

す。

何卒、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

・「貴社の示す資料に根拠の薄いものはありますか？」の御意見について

御質問が何を指されているのか分りかねますが、当社の提出しております資料その他につきましては、全ては正確で真実のみを記載したものであり、虚偽や隠ぺいなどといったものは一切なく、少なくとも現状において最善のものであると考えております。もちろん今後住民の皆様や行政より追加的に合理性のある調査や資料作成提出を求められれば、積極的に応じていく所存でございます。